

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



家主さんに直接家賃をお支払い！



申請できる方は

対象となる方

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

受給中の方

支給期間（最大9か月間）を延長し、
最大12か月間まで延長することができます。

※ 令和2年度中の新規申請者が対象です。

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、**3か月間に限り再支給が可能です。**

※ 令和3年3月末日が申請の期限となります。

その他個別の要件等があります



申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。
現在の就業を断念していただくものではありません。